

教員の働き方とキャリア形成に関するジェンダー分析

ー全国教員調査をもとにしてー

木村育恵（北海道教育大学）・河野銀子（山形大学）・田口久美子（和洋女子大学）・池上徹（関西福祉科学大学）・跡部千慧（立教大学）・高野良子（植草学園大学名誉教授）・村上郷子（法政大学）・井上いずみ（公立学校教員）

1. 本研究の目的と発表の焦点

本研究の目的は、教員のありように関わる改革やその動向が教員のキャリア形成に及ぼす問題をジェンダーの視点から明らかにすることである。近年、「ブラック部活動」等の長時間労働を前提とする教員の働き方や教員不足の問題がクローズアップされ、これに対する教員政策の改革も進行している。ただし、教員の育成やありように関する改革は、当事者である教員が加わる余地なく官邸主導で他律的に進行しており、当事者のおかれる状況は、教職の非正規雇用化が進行（山崎 2022）する等、むしろ深刻化している懸念がある。特に、ジェンダーの視点を欠いたまま、当事者のおかれている実態を十分に把握・検証せずに教員の働き方や教員不足に関する改革が進行することで、女性はこれまで以上に教職の世界から周辺化され排除されかねない。実際、文部科学省（2021）の教員不足に関する調査結果では、「産休取得者の増加」がその原因として位置づけられており、教員不足や働き方の問題について、構造的な問題というよりも、女性に原因があると解釈可能な説明が公的に発信されている実態もある。

以上を踏まえ、本研究では、昨今の働き方改革下にある教員がどのような状況におかれているのか、その実態をとらえるために、教員を対象にした全国規模のウェブ調査（以下、調査）を実施した。本報告では、特に論点を2つに絞り、調査から得られた結果をもとに、分析結果を報告する。

2. 調査の概要および報告の焦点

調査は2022年2月から3月にかけて、リサーチ会社への委託によって実施した。対象者は全国の国公私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教員であり、有効回答数は1,112人（女性563人、男性549人）である。

本報告では、調査結果をもとに、(1)現在の働き方改革下で男女教員がいかなる状況におかれているのかを捉え、(2)教員不足問題の実態に関連するジェンダー分析の結果を述べる。(1)では、働き方改革下の現在も教員が変わらず多忙であることのほか、一日の在職時間や家事負担に有意な男女差がみられること、顧問の外部委託を促進する最近の「部活動改革」が教員の働き方改革の核心にならないことを、調査結果から指摘する。関連して、(2)では、男女で有意差のあった教員の負担感の実態を踏まえながら、教育行政にジェンダーの視点が欠如していることの問題を明らかにする。

出稼ぎからキャリアの模索へ 東北タイ農村女性のライフコース選択にみる自立と依存

木曾恵子（日本学術振興会／宮城学院女子大学）

本報告では、タイ東北部農村（以下、東北タイ農村）出身者、とりわけ高学歴（大卒）女性たちの「キャリア」形成について考察する。それを通して、彼女らにとっての経済的自立と家族やパートナーなど他者への依存のあり方を明らかにし、グローバルな経済構造に巻き込まれざるを得ない東南アジア農村女性の「キャリア」、あるいは経済的自立とエンパワメントを考える際の新たな視覚を提示したい。

1960年代以降、東南アジア諸国では、輸入代替工業化および輸出指向型工業化政策を進め、先進国からの資本・技術の導入と国内の安価な労働力の動員を集中的に行った。特にタイでは、地方農村出身の若年未婚女性は、労働集約型産業の単純・未熟練労働者として動員され、安価な労働力として輸出産業の発展に大きく貢献してきた。端的に言えば、こうしたタイを含む東南アジアの「労働力の女性化」、あるいは「移動の女性化」をめぐる研究は、国内外における女性労働者の労働の場、もしくは労働者の受け入れ社会側の課題に集中し、送り出し側である農村社会のジェンダー役割規範や家族関係、女性の労働に対する評価などは静的に捉えてきた。

しかしグローバルな経済構造として「労働力の女性化」「移動の女性化」が指摘され始めてから数十年が経過し、労働者を送り出し続ける農村社会の側では、女性がどのように労働者となっていくのかという「女性化」自体の動的な変化を見出すことができる。国内外の都市への移動サイクルや移動のなかにある進学や就労、恋愛、結婚、出産、子育て、親の扶養・介護などのライフイベントやケアの実践の多様化、あるいは労働者自体の世代交代など、東北タイ農村における女性の労働、移動はより複雑化している。そのなかで親や兄弟などの出稼ぎの恩恵を受けて大学に進学し、フォーマルな就業者として都市で働く女性たちが増えている。こうした農村出身の大卒女性の就労は、それまでの世代の出稼ぎ女性の経験と同じように捉えることができるのだろうか。

以上を踏まえて、本報告では東北タイ農村出身女性のライフコース選択に着目し、とくに大卒女性に対して報告者が実施した聞き取り調査に基づく事例分析を通じて、彼女らにとっての経済的自立とはどのようなものかを考察する。具体的には、大卒女性による都市でのキャリアの模索や、それと同時に家族やパートナーなど他者へ依存し、彼女らも依存される関係のあり方を明らかにする。

*本報告は、科学研究費補助金（基盤研究C）「現代アジア女性のサステイナブルなキャリア形成にみる比較民族誌的研究」（代表：伊藤まり子）の助成による研究成果の一部である。

1950年代から80年代の働く女性の服装規範 ——雑誌『若い女性』の表象分析から

高橋香苗（東京大学）

1. 問題意識

女性が職場でハイヒールの着用を求められることに対して 2019 年に起きた抗議運動（#KuToo）では、女性がハイヒールを着用することは社会通念であるといった言説も飛び交うなどし、これをきっかけに職場内ルールにおけるジェンダー差が問題視されるようになった。ファッションはジェンダー規範の記号として機能する側面があり、勤務時などのフォーマルな場面では性役割のステレオタイプに基づいたファッション行動が多くなるといわれている。それゆえに職場のファッションにはジェンダー規範やステレオタイプがより反映されると考えられる。職場のファッションについては、男性のビジネス・スーツやキャリア・ウーマンの服装に関する知見がこれまで明らかにされてきた。しかしながら、キャリア・ウーマンが働く女性の全てを代表するわけではない。そのため働く女性のファッションには検討の余地があるといえる。とりわけ機能的で男性的なファッションであると指摘されているキャリア・ウーマンに対し、それ以前の、あるいはそれ以外の働く女性のファッションや視覚的イメージはどのように描かれ、どのように言説化されてきたのだろうか。

2. 研究方法

働く女性のファッションがどのように言説化されてきたのかを探るために、独身の若い女性を読者に想定して 1955 年に講談社から創刊された実用情報誌『若い女性』を資料に用いる。見出しに「通勤」や「BG」「OL」といった言葉を含む職場におけるファッションを主題とする記事を分析対象として抽出し、創刊年から 1982 年の休刊までを 5 年ごとに記事を分析する。画像表現とテキスト表現の両方から分析することを通じて、働く女性のイメージとファッション言説を明らかにする。

3. 分析と考察

1950 年代から 1980 年代の『若い女性』を分析した結果、職場のファッション特集といっても働くイメージが曖昧に表現されていた 1950 年代に対し、1960 年代頃からは職場の花として男性に気に入られる女性という「男性うけ」と「仕事への意欲や社会人としての矜持」をファッションを通じて表現することが重要であると次第に強調されていくことがわかった。ただし、誌面において表現される仕事のイメージの多くは裁量の小さい補助的な仕事であるという特徴があった。当時の若い女性を対象とした雑誌において、こうした表象がなされたことは、当時の未婚女性たちが職場の男性にとっての結婚相手候補であり、腰かけであることが透けない程度に自らをファッションによって演出し、男性に好まれる女性であるべきだというイメージを定着させていったのではないだろうか。こうした男性うけの志向は、同じ読者層を想定する後発のファッション誌に受け継がれていったと考えられる。

現代日本社会の男性美容を起点とした男性性理論の批判的検討 ーパフォーマティヴィティの応用可能性

小口 藍子（お茶の水女子大学 人間文化創成科学研究科）

男性／男性性研究（studies on men and masculinities）では、レイウィン・コンネルによる男性性理論が中核的であり続けている。コンネル理論やそれに依拠する研究では、「男性性」を実践の配置、あるいは男性の行動原理、アイデンティティ意識といった、いわば「構造的男性性（structural masculinity）」として捉えてきた。こうした「構造的男性性」に基づく分析は、下記2点の課題を内包する。1点目に、男性性の（女性への）抑圧性と（男性への）被抑圧性とを別個に捉える点である。2点目に、既存の男性性の変容を論じる際、それが現行の秩序の攪乱か、あるいは新たな支配の再生産に過ぎないかという二項対立に陥る点である。そこで本研究は、現代日本の男性美容の流行を起点として、コンネル理論を批判的に検討し、男性性をその抑圧性／被抑圧性、攪乱／再生産とが同時に実践される動的なプロセスとして捉える理論的視座を提起することを目的とした。研究方法は、理論検討、及びその結果を検証するための広告分析を採った。

理論検討からは、下記の結果が得られた。コンネル理論は、男性による実践の結果や意図をマクロな構造において事後的に位置付ける。男性性は行われたもの（things done）とみなされ、それがまさに行われる（doing）際の多面性は看過される。そこでは、男性と男性性との交渉において抑圧性／被抑圧性、攪乱／再生産の双方が併存する様、つまり社会的相互作用によって男性が主体化される過程を十分に捉えることができない。そこで本研究では、主体化を検討する際に有用な概念「パフォーマティヴィティ（performativity）」を男性性理論に援用し、ある「構造的男性性」が自然であるのかのように反復される様、そしてそれが不意に失敗する様を捉える理論枠組みを、現代日本の男性美容に

図1 男性美容をめぐる男性性のパフォーマティヴィティ

段階	美容と男性性の意味付け	構造的男性性
①逸脱・矛盾	男性が美容をするのはおかしい	
②同一化	男性にも美容が必要／美容にジェンダーは関係ない	
③再意味付け	②同一化の反復行為の失敗・不整合	

における男性性から提唱した（図1）。これを用いた広告分析では、広告内で「②同一化」を成功させるべく

行われる演出が、しばしば同一化の失敗による「③再意味付け」の可能性の存在を示していることが明らかになった。この点において、本理論枠組みの一定の妥当性が確認された。

パフォーマティヴィティ概念は「構造的男性性」の首尾一貫性を批判的に捉え、それが達成されようとする際の矛盾や複雑さを可視化する。本概念の男性性理論への応用は、抑圧／被抑圧の双方を伴う男性の主体化の過程、それに伴う攪乱／再生産の双方を併せ持つ男性性の動的な様相を明らかにし、既存の研究の理論的限界を克服する可能性を示唆する。今後の研究では、具体的な男性美容実践の分析から、男性性におけるパフォーマティヴィティの理論的／実践的な有効性をさらに検証する。

冷戦期東アジアにおける軍事マスキュリニティの形成 韓国を主な事例として

福永玄弥（日本学術振興会/日本大学）

近年、性的マイノリティの権利、とりわけ婚姻平等とトランスジェンダーの権利が多く の国や地域で政治的争点となっている。韓国では 2000 年代以降、宗教右派が同性愛者やトランスジェンダーに対する憎悪の情動を動員してバックラッシュを牽引してきたが、近年ではフェミニストの一部がトランスの排除・排斥という点で憎悪の政治に合流して性的マイノリティの社会運動やコミュニティの分断を煽る動きをみせている。こうした問題意識から、本発表では韓国の男子徴兵制をとりあげ、ヘテロノーマティヴィティの形成に歴史的に寄与した政治制度として位置づけて批判的に考察する。

ジェンダー研究は、近代社会のあらゆる組織がジェンダー化されていることを暴いたが、軍事組織も例外ではないことを明らかにしてきた。男子徴兵制は女性を二級市民として処遇すること、すなわちセクシズムを正当化するイデオロギー装置として機能してきた。ただし、戸籍上の性別が「男性」であるというだけで「国民」として承認されるとは限らない。徴兵制は入隊前のすべての男性に徴兵検査を課し、これによって国防に適切な男性身体とそうでない身体とを弁別し、後者を国家に貢献しない不適切な身体として制度から排除してきた。では、男性身体を弁別するためにどのような基準が設定されたのか。本発表では徴兵制が導入された歴史的背景や社会的位置づけ、徴兵検査の基準やその変化を検討した。

本発表では、徴兵検査の疾病分類のなかでも陰茎と睾丸の状態、勃起や生殖に関する機能や能力、インターセックスやトランスジェンダーや同性愛に関する規定を詳しく検討した。これらの作業から、冷戦体制下で定着した韓国の徴兵制は、生殖すなわち再生産が不可能であると判定した男性を国防に不適切とみなしていることが明らかになった。徴兵制は、生殖に寄与しないとみなされた男性を病理化して規範的外部へ排除することをつうじて、シスジェンダーで、ヘテロセクシュアルで、生殖可能な男性身体を〈正常な男性〉とする規範を形成したのである。冷戦期の韓国社会で構築されたヘゲモニックなマスキュリニティは、国家に貢献することが可能な特質、つまり軍隊生活に適切な健康な身体と精神、さらには国民の再生産に寄与する生殖に関連する機能や特質によって根拠づけられたのである。グローバル冷戦終焉後も朝鮮戦争の終結が宣言されず、安全保障を重視する韓国社会において、宗教右派や保守派は同性愛者やトランスジェンダーを国家や軍事力を内側から蝕むナショナルな敵とみなして他者化し、これをつうじて大韓民国ナショナリズムの増強を試みている。

以上の議論から、性的マイノリティに対するバックラッシュや憎悪の政治を批判的に考察するうえで、宗教右派による同時代のトランスナショナルな運動を検討することは喫緊の課題であるが、歴史的なアプローチから考察することも重要であると強調する。

中国におけるフェミニズムのポリティクスと性的マイノリティ フェミニズム行動派の運動を中心に

文可依（東京大学・総合文化研究科）

2012 年頃から、中国の北京、武漢、広州などの大都市で、若者を中心としたアクティビストたちが「フェミニズム行動派（女権行動派）」を名乗り、街頭やオンライン空間でジェンダーをめぐる多様な社会問題に関与する一連のアクションを行った。その一連の活動は当時に「中国の新しいフェミニズム運動」とみなされており、その運動の「多様な社会的マイノリティと連帯する」という側面が重視されている。特に、レズビアン、バイセクシュアル女性やトランスジェンダーをはじめとした性的マイノリティの運動（拉拉運動）とフェミニズム運動の交差と連帯が注目されている。中国において、それらの性的マイノリティの権利をめぐる問題は、行動派の運動で初めてフェミニズム運動の内部で扱われるようになった。しかし、行動派の運動以降、新たにオンライン空間中心に発展してきたフェミニズムの潮流においては、フェミニズムと性的マイノリティの衝突や、性的マイノリティに対する排除の問題も浮かび上がっている。

行動派の運動とその前後のフェミニズム運動での、性的マイノリティに対する異なる立場は、それぞれのフェミニスト・ポリティクスと関連している。それぞれの運動においては、どのようなポリティクスがあり、フェミニズムと性的マイノリティの関係に対してどのような影響を与えたのだろうか。また、それぞれのポリティクスにおいては、どこがどのような危険性があり、どのような社会変革のポテンシャルがあるのだろうか。本発表は、行動派の運動とその前後の運動におけるフェミニスト・ポリティクスと、性的マイノリティに対するポリティクスを整理する。特に、行動派の運動におけるフェミニズムと性的マイノリティの「連帯」をもたらした「交差性」のポリティクスを分析し、そのポリティクスが今日のフェミニズム運動にどのような示唆を示しているのかを論じる。

本発表は、まず行動派の運動が生まれた背景として、当時の三つの主要なフェミニズムの流れ、すなわち、中華全国婦女連合会の活動と、女性・ジェンダー研究と、女性関連のNGO活動を中心にしたフェミニズム運動の流れを簡単に整理し、それぞれの運動と性的マイノリティの関係を示した上で、それぞれのポリティクスの限界を検討する。そして、2010 年代頃から始まった行動派の運動について、拉拉運動との交流に触れた上で、そこから生じた交差性のポリティクスとその欠落について議論する。さらに、2018 年の中国の #MeToo 運動以降、オンライン空間を中心に新しく発展してきたフェミニズムの潮流を取り上げながら、そのホモフォビアやトランス排除の傾向と、それをもたらしたフェミニスト・ポリティクスの危険性を示したい。その上、現在の中国のフェミニズムの危機を分析すると同時に、行動派の運動で探究された交差性のポリティクスの重要性を検討する。

ロールモデルが性的少数者の福祉に与える影響に関する研究

白亨周(大阪大学 人間科学研究科) 高篠仁奈(立命館大学)

研究背景と研究目的

一般的にロールモデル(手本となる人物)は青少年の発達で重要な役割を担っており、ロールモデルの存在は青少年に肯定的価値や信念を伝達し、肯定的な自己価値や未来志向を作り出すメカニズムを提供すると複数の研究で示されている(Bryant et al. 2003, Yancey et al. 2002)。特に、大多数の青少年は自分のアイデンティティ(民族や性別)と重なる人物をロールモデルとして選択している(Yancey et al. 2002)。そこで、自分と同じアイデンティティを持っている人物を見つけることがシスジェンダーのヘテロセクシュアルと比べて比較的難しい性的少数者の場合はどのようにロールモデルを選択しているのかという問題は、検討に値する。しかし、性的少数者を対象としたロールモデル研究は国内ではまだ見当たらず、研究を行う必要がある。

本研究はロールモデルが性的少数者の福祉に与える影響を明らかにすることを目的として、性的少数者にロールモデルが存在したかどうかという実態と、その存在が性的少数者の福祉や幸福度にどのような影響を与えたかを明らかにすることを目的とする。

研究方法と考察

日本に居住する 18 歳以上の性的少数者を含む男女約 400 人を対象としてオンライン調査を行う。画面上の質問に回答を記入する形で、質問項目は約 40 問で、回答者の性的志向・性自認、生活満足度、ロールモデルの有無に関する質問を含む。また、参加者の年齢、学歴、職業、居住地・出身地、収入、宗教などの属性についても把握し、性的少数者の福祉に与える影響をコントロールした上で、ロールモデルの有無が福祉に与える影響を検証する。得られた結果に基づき、いまだ理解が不十分な性的少数者への支援の在り方や権利向上に貢献する含意を述べる。

参考文献

- Bryant AL, Zimmerman Ma. Role models and psychosocial outcomes among African American adolescents. J Adolesc Res 2003;18:36-67.
- Yancey AK, Siegel JM, McDaniel KL. Role models, ethnic identity, and health-risk behaviors in urban adolescents. Arch Pediatr Adolesc Med 2002; 156:55-61

地域防災活動を担う女性の実態と意識 静岡県における質問紙調査より

池田恵子（静岡大学）

地域コミュニティにおける防災の要とされる自主防災組織には、近年、避難行動要支援者対策、避難所運営などの多様な役割が期待されるようになり、その重要性は増している。性別により異なる被災ニーズへの対応や、男女共同参画の視点を取り込んだ地域防災力の向上の観点からも、自主防災組織への期待が高まっている。しかしながら、平成 28 年現在、静岡県の自主防災組織においては、会長が男性である組織が 99%（全国平均は 96%）を占め、58%で女性の役員が不在であった（静岡県危機管理部 2017 年「平成 28 年度 自主防災組織実態調査」）。令和 4 年 2 月現在においても、女性役員が不在の自主防災組織は依然として 56%を占めており、目立った改善はない（静岡県危機管理部 2022 年「令和 3 年度 自主防災組織実態調査」）。

静岡県は、2012 年から女性を対象にした防災リーダー養成講座を実施してきた。同様の女性向け講座は県内の多くの市町でも実施されている。しかし、せっかく防災を学んだ女性たちが地域組織とつながれず、力を発揮できていない。自主防災組織の活動には、女性の役目を炊き出しや避難所の補助要員に限定するなど強固な性別役割分担が見られる。また、自主防災組織に女性が責任ある立場で参画するための施策には手詰まり感がある。

そこで、静岡県において災害に備える地域活動を行っている女性、及び、防災や災害対応について自治体の立法を担っている女性議員から、地域の防災体制や自主防災組織の実態と女性の参画について経験や意見を聴き、女性が防災の担い手となるための政策提案の基礎資料とすることを目的に「静岡県における『災害発生に備える女性』の意識・実態調査」実施した（2021 年 10 月実施）。調査票は郵送（一部直接配布）し、返信用封筒で回収した。無記名回答とし、193 名から回答を得た（回収率 63.7%）。主な質問内容は、①災害発生時に女性のおかれる状況の認識（関心事）、②居住する地区の防災体制、③調査協力者自身の地域防災活動の経験、④自主防災組織のあり方に関する意見、⑤地域活動などの経験などである。

調査結果を概観すると、主に調査協力者が住んでいる地区の自主防災組織の役員に女性がいるか、及び調査協力者自身が自主防災組織の役員や防災委員の経験を有するかによって、回答に差が見られた。そこで、本報告では、これらの要素を考察の軸とし、調査協力者の女性たちが、ア）意思決定に関与し、有効に参画できているか、イ）地域の防災活動に女性がどのように参画していることが最も望ましいかと考えているか、ウ）自主防災組織の役職への女性の参画率を高めるために、どのような施策に実効性があるかと考えるかなどの項目を中心に、地域防災活動を担う女性の実態と意識の一端を示す。（本報告は、基盤(C) 20K12456（代表者：池田恵子）の成果の一部である。）

東日本大震災と「災害弱者」の防災・復興への参画 「女性防災リーダー」の事例から

内田賢（一橋大学 社会学研究科）

災害時、社会において脆弱なポジションに置かれている弱者（高齢者、障害者、女性など）は、支援・復興「政策／施策／プロジェクト」からも周縁化される。本報告では、このような「災害弱者」のなかでも「女性」に注目し、東日本大震災（2011 年）において確認された防災・復興の意思決定の場からの女性の排除という問題とその後の参画の動きに焦点をあてる。

「災害弱者としての女性」は日本だけでなく国際社会でも支援を受ける客体としてのみ位置付けられ、主体性が軽視されてきた。しかし、2015 年の第 3 回国連防災世界会議では、女性も主体として防災・復興に参加することが期待され、各国政府はそれを公的に支援するよう提言された。このような新しい潮流をうけて、本報告では、「災害弱者としての女性」が主体的に防災・復興に参画することの意味や課題について考察することを目的とする。

調査対象は、新聞記事と女性防災リーダー養成プログラム（NPO と行政）である。まず、朝日新聞データベースで 1986 年 8 月から 2021 年 5 月までの期間中、「災害弱者」をキーワードに検索し抽出された 1,201 記事のなかから、「災害と女性」に関する言説を分析した。次に、「イコールネット仙台」（NPO）と仙台市男女共同参画推進センター（行政）がそれぞれ主催する女性防災リーダー養成プログラムを対象に 3 つの調査を実施した。第一に、講座の内容について公開されている資料や未公開のデータの分析である。第二に、行政プログラムの一部についての参与観察である。第三に、NPO と行政のスタッフを対象とした半構造化インタビューである。

調査の結果、「女性防災リーダー」の養成を目指す NPO と行政の講座内容には質的な違いがあることが明らかになった。すなわち、前者は「災害弱者としての女性」が抱える困難の解消を目指したが、後者は「災害」という例外状況というよりは企業や地域で活躍できる女性の育成を目的としたのである。両者の差異をもたらした要因として次の 3 つが挙げられる。

まず、時期の問題である。災害発生から時間が経過するにつれて、関心が低下し、防災・復興の取り組みに求められる内容が変化した。災害対応を担う主体も NPO から行政に移行された。次に、男女共同参画をめぐる政治の変化である。2015 年に制定された「女性活躍推進法」は新自由主義の文脈で経済分野における女性の「活躍」を促進するものであったが、2016 年から行政が実施する講座もまた同様の文脈に位置づけられることが明らかになった。最後に、民間と行政の違いである。行政は縦割り分業の影響により、既存の体制では想定されていなかった「女性防災」活動を迅速かつ柔軟におこなうことができなかった。つまり、行政は NPO と異なり、震災直後の対応に遅れが生じたり、個人に焦点をあてた支援活動の継続が困難だったりしたのである。

フェミニスト政治経済学アプローチによる東京五輪分析の試み

本山央子（お茶の水女子大学）

オリンピックに関するフェミニスト研究は、批判的なものも含め、多くがスポーツ界内部やメディア表象に焦点を当てており、メガスポーツイベントの構造自体を十分に問題化してきたとはいえない。しかし 2021 年夏に開催された東京五輪は、前組織委会長の性差別発言を契機として、より幅広いフェミニスト議論が展開される稀な機会となった。東京五輪についてはすでに多くの批判的検証が行われているが、ジェンダーは多くの場合、五輪憲章の理念からの逸脱としてのみ扱われ、根幹にかかわる問題とはみなされていない。フェミニズム運動からの提起を受け止め、より多様なアプローチからの批判的ジェンダー研究に繋げることは、今後の日本及び国際社会におけるメガスポーツイベントのあり方を考えるうえでも重要であろう。

本稿は、資本主義システムと社会的再生産の間の矛盾とジェンダー化されたイデオロギーや暴力をともなう社会定期再生産過程の統制を中心的関心とするフェミニスト政治経済学の視点から、オリンピックとジェンダーに関する議論を拡張することを目指している。政治経済学視点からの批判的オリンピック研究として、ボイコフによる「祝賀資本主義」論 (Boykoff, 2014) を重視しながらも、公的セクターがリスクと責任を負い民間セクターが利益を得るようなオリンピック開発は、再生産領域におけるジェンダー化されたコストを不可避にともなうことを主張する。この観点からは、理想の身体を通してジェンダー平等や性の多様性といった進歩的アジェンダを掲げるオリンピックが、いかにジェンダーにもとづく抑圧や暴力をともないながら、他の多くの身体を再生産するためのコストを個人・世帯に転嫁するのか、そのために開催国の家父長的な政治経済エリートにいかに依存するのかの問題となるだろう。

この問いを東京五輪において探求するために、本稿は、東京大会に関するフェミニスト議論のうち、ジェンダー平等の問題として広く共有されなかったいくつかの問題、とりわけ、都市のジェントリフィケーション、東日本大震災からの災害復興、パンデミック下における医療逼迫をとりあげ、これらを東京五輪にともなう公共資源の動員と、再生産コストの転嫁におけるジェンダーに基づく抑圧・暴力という観点からどのように一連のプロセスの中で理解されうるかを検討する。この検討を通じて、東京五輪のための開発が、それ以前から進行していた再生産コストの私的責任への転嫁というプロセスをいかに激化させたのかを考察し、オリンピックに関するフェミニスト政治経済分析をさらに進展させるための理論的基盤を考えたい。

参考文献：Boykoff, Jules. 2014. Celebration capitalism and the Olympic games. Routledge.

慢性疾患を生きる家族の語りにみられる「将来」の相違 —性腺機能不全を主病態とするターナー症候群当事者とその母親への聴き取りから—

高口僚太郎（中央大学）

【背景および目的】一般的に、患者自身の「今後の展望」（将来について）は、診察中に患者自身が主治医に相談することも少なく、主治医も把握することが難しい。特にターナー症候群のような小児期発症の患者あっては、主治医は患者の親、特に母親から「今後」や「将来」を聴取するしかない場合が多い。そこで本報告では、TS 自身で語る「将来」とは何かを明らかにすることを目的としている。

【ターナー症候群(Turner syndrome=TS)とは】TS は、出生女兒のみに発現し、性腺機能不全を主病態としているため、不妊となる場合が多い。低身長、特徴的身体兆候、卵巣機能不全による二次性徴の遅れ、月経異常などが主な症状であり、とくに低身長はほぼ必発である。患者自身が医師から診断名をきくことは少なく、母親にのみ告知することが標準医療として推奨されている。それは告知の際、不妊について説明されることが患者自身への負担になる、という観点からである。

【方法と結果】患者歴 19 年目の 20 代女性(看護師)とその母親、患者歴 14 年目の 20 代女性(養護教諭)とその母親にそれぞれ 4 回の非構造化インタビューを行った。その結果、患者 2 名は現在勤務している職場での生活を重要視していた。そこで共に過ごす患者や生徒、同僚との関係性のなかで、いかに患者である自身の経験が有効活用できるかを意識し、実践を語っていた。一方で、患者の母親たちは不妊に主眼をおき、「女性性の剥奪」の経験として語っていた。そして患者 2 名は、母親の前ではそうした「女性性の剥奪」の語りに自身を合わせながら生活していることが明らかとなった。

【考察】時間的展望（time perspective）を分析視角にすると、小児期発症の患者にとって TS という事実は、自身の社会生活のほんの一部と言える。低身長という顕著な特徴はあるが、成人している彼女たちは小柄な女性とみられる程度で、医療者でなければ一見して判明するものでもなく、彼女たち自身も深刻に受けとめてはいない。確かに、成長ホルモンと女性ホルモンの補充は行っているが、患者歴を重ねていることからこうした治療方法は身体化された彼女たちの日常である。しかし実際には、母親の「現在医学ではこどもが産めないけど、女性ホルモン剤が発達して産めるからだになるんじゃないか」という語りに自身を合わせることで、TS である現実からは逃れられないと患者自身で考えていることが明らかとなった。今回、聴き取りを本人と母親個別に実施したことで、ひとつの共通する経験からふたつの異なる語りとして聞きとれた。アーサー・W・フランク『傷ついた物語の語り手』を用いれば、母親は「回復の物語」、患者本人は「探求の物語」と分析できる。場面としてではなく、時間（ストーリー）として事例を観察することが重要である。

【結論】母親や家族の語りに自身を合わせながら「将来」を語り、生活していることが、患者自身の「生きづらさ」でもある。今後は事例を増やして検討する必要がある。

女性たちによる精神障害者支援の 40 年 ライフ・ヒストリー調査から

鴨澤小織（日本大学）

問題の背景と研究の目的

日本における精神保健ソーシャルワークは、日本精神保健福祉士協会の設立（1964 年）のから 60 年近くが経過し、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に対応しながら、一定の歴史を重ねてきた。一方、イタリアなどの精神病院の閉鎖、そして地域への移行という大きな精神保健福祉の変革期と重なり、この時期日本の地域で何が起こっていたのか整理することは意義のある事と考える。しかし、その歴史記録については精神科医療の精神科医らによる研究が中心であり、地域の独自の精神保健ソーシャルワークの歴史についての学術研究は少なく、それぞれの組織で保存している各種史料・資料も散逸した状態であることが指摘されている。このような状況下、地域における精神保健ソーシャルワークの黎明期を築いた先駆者たちが高齢化し、歴史的事実の聞き取りや当時の資料収集は猶予のない時期に来ている。筆者がお世話になった社会福祉士実習施設でも同じような懸念があり、その施設と過去 10 年ぐら折に触れ資料を集める機会を得たことから、本研究では、1978 年に社会福祉学を学んだ一人の女性が始め、地域の女性たちを巻き込み、現在社会福祉法人として活動を広げている東京都内の精神障害者のための就労継続支援 B 型施設に注目し、精神障害者ソーシャルワーク活動 40 年の歩みを、設立者の語りを中心に、その記録を後代に残すことを目的としている。

研究方法

本研究は、組織の形を変えながら約 40 年間の精神障害者の生活支援について、設立者 A 氏の語りを通して整理することを目的とするため、ライフ・ヒストリー法を用いることとした。日記やメモ、写真などさまざまな記録について資料調査をしながら、その後活動を共にしてきた方々のフォーカスインタビューを一回行った。A 氏へのインタビューは継続中であり、丁寧に資料などと確認作業をしながら個人史を再構築する。できるだけ個人の人生の全体像に迫ることで、その行動や価値観をその時代に戻って理解していく。

結果と考察

ソーシャルワークの視点である「生活者を支援する視点」、「利用者の自己決定を尊重する視点」、「社会参加を推進する視点」から検証した。独自のライフスタイルの獲得と地域での生活者としての社会参加を伴走しており、1978 年のスタート時に挙げた、心身障害者と「ともに働き、ともに生きる」という理念は現在にも繋がっている。一方、社会福祉法人になったことから運営の基盤を安定させることと、設立当初の理念であった「制度にたよらず、地域のボランティアとともにある」という活動と並立しながら運営する形になり、組織として新たな課題に直面している。

「母子健康センター政策」全 58 年の盛衰と「助産者のケア」力

中山まき子（同志社女子大学）

はじめに：旧厚生省は、新生児・妊産婦等の死亡低減を目指し、「施設内分娩の推進」という具体策を掲げ、その拠点施設「母子健康センター」（助産部門＋母子保健部門を合築）設置を 1958 年に事業化し全国展開を目指した。支援団体「全国母子健康センター連合会」が結成され、1965 年には母子保健法を制定させ、第 22 条に同センターを努力義務として位置づけ、全国に 700 余施設が設けられていった。しかし、2016 年に第 22 条から母子健康センターは消え、「母子健康包括支援センター」事業が組み込まれた。同事業はニックネーム「子育て世代包括支援センター」として全国に 2020 年 4 月現在 2052 の「場」が配置されているという。

目的：本報告では、この母子健康センター全 58 年間の盛衰、政策の成果・副次的成果、その意義と課題等について分析・解説した結果を報告する。その上で、助産部門で活躍した助産師の高いケア能力と、長く存続した施設の諸要因を示し、日本の子産み支援に必要な政策課題を提示する。

研究方法：①同事業を展開した施設への質問紙調査 55/126 施設、②その中から可能となった現地訪問 10 施設の行政担当者等への聞き取り調査。③10 施設の助産部門を担った助産師等 13 名へのライフ・ヒストリーを含む聞き取り調査。以上 3 種の方法を用いた。

結果と考察：(1) 700 余施設を超えた母子健康センターは、2008 年には全国 2 カ所、2022 年現在は全国 1 カ所のみで運営されている。各自治体の「施設を持続する力」を抽出すると 15 種の様々な要因を見いだすことができた。ただ必要十分条件として、第 1 に医療法に基づく条件が担保され続けた上で（嘱託医師確保）、第 2 に実質的に運営を担う助産師の二人体制による連携が行われ、かつ助産師の世代交代が円滑に行われること（横の連携・縦の継承の存在）、第三に、自治体の長が自立的で助産事業・母子保健事業の推進に意欲を持ち積極的であること、以上の三要素を抽出した。このように専門性の高い人材（例えば、助産師）が、継続的に一定の場に常駐し続け、それを首長が下支えする力によって、利用者・当事者は支えられ、政策や施策は維持されてきた。(2) 13 人の助産師等の聞き取りからは、専門的技術力と状況判断力が高く、個々人に丁寧に寄り添うケア能力が抽出された。こうした「当事者に寄り添う専門性の高いケアラーとの継続的な相互関係」は、母子健康センター政策の副次的成果であった。総じて、「政策は当事者を支えるためにある」という観点から、介護保険法に導入された「ケア・マネージャー」的存在（当事者に対する固定的な水先案内人的存在）が、子産み・子育て政策においても必要不可欠であり、子育て世代包括支援センター（2023 年 4 月～「こども家庭センター」（案）に変更予定と）への導入を提案する。 引用文献：拙著『子産みを支えた政策と助産者のケアする力ー「母子健康センター事業」全 58 年の盛衰からー』日本評論社、2022。

女性の健康をめぐる一変わったもの、変わらないもの、変えるもの 健康についての運動を手がかりとした授業実践の報告と今後

阿部貴美子（実践女子大学）

報告者は、過去3年半にわたり女性の健康についての共通教育科目の授業を女子大において行ってきた。この授業の目的には、履修生がリプロダクティブ・ヘルスを中心に女性の健康に関する知識を習得し、それらに関するジェンダー論を理解することと、将来において知識と理論を活用し、健康のために行動する能力を身につけることが含まれる。本発表では、授業の概要及び授業内容に女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる問題を訴える運動が顕在化してきた現状を考慮した点、そのアプローチを報告し、今後の授業効果の評価の観点等の参考にすることを目的とする。

履修生の8割以上が1年生であるため、以下を想定した。ジェンダーとフェミニズム理論、日本における女性の健康にかかわる運動について知識が少ない。理論的思考の訓練中である。「バックラッシュ」後に育った世代のため学校教育の場で十分な性教育を受けていない。このような履修生の状態に対して、授業では、知識の習得と理論の理解を助けるために、①国内外の最近の研究や統計資料を活用した。②現在進行中のリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる問題と運動を、学んだ知識と理論に関連づけて解説した。教材には、国内外のメディア報道から分かりやすく、画像を伴うものを選定した。運動の解説には、授業の目指す「行動する能力を身につける」ための多面的な参考提示の役割もあった。③各回授業の前後にアンケートを行い、その結果をフィードバックした。

*以下の3つの事項が、主に運動の解説を採用した項目である。

1) 性暴力（ジェンダーに基づく暴力） #MeToo運動が国際的に広がり、性被害について沈黙を強いられてきた女性たちが声をあげた事例。日本では伊藤詩織さんが実名で性被害を自ら公表した事例。伊藤さんに対する苛烈なバッシングの意味を考察。性犯罪の刑法が内包する問題点が2019年の4件の無罪判決につながり、判決に憤りを感じた女性たちによる「フラワーデモ」が全国に広がり、裁判は逆転有罪判決となった事例。「性的同意」についてアンケートを行い、考察した。

2) 人工妊娠中絶 前提として、中絶が特定の個人に起きる特別な状況ではなく、誰にでも起き得る点、制限の強い国もある点の理解のために国際的な研究結果を紹介。日本で中絶を規定する法律（刑法の堕胎罪と母体保護法、それ以前は優生保護法）には家父長制の影響が強い点と、それによる中絶手術に対する配偶者の同意について検討。同意を求めることの撤廃を、日本政府が国連から求められている点とDV被害者支援団体等による声明文発表や省庁への働きかけを解説。

3) 避妊 避妊法へのアクセスを法律、経済、社会（パートナーとの関係、人目）の面から検討し、日本の状態（ピル承認の極端な遅れ、選択肢が少ない）を解説した上で、選択肢の増加や緊急避妊薬を薬局で入手可能にするための団体の活動を解説。同団体作成の性教育教材を使用。

テレビ業界におけるセクシャル・ハラスメント

花野泰子（東京女子大学）

2022年の春は、映画界における性暴力被害の告発が相次ぎ、日本のメディア産業におけるセクシャル・ハラスメントの実態に世間の目が集まった。主に被害を訴えたのは女性の俳優（以下、女優）達であったが、その後、日本映画業界の課題解決に取り組む一般社団法人がいち早くアンケートによる実態の把握に取り組んだ。また、ソーシャル・メディアを中心に話題となっていたことを受け、6月にNHK クローズアップ現代が顔出しで被害者の声を放送し、上述団体の調査報告として、女優に限らず制作スタッフの女性たちにも被害があることも放送された。さらにフリーランスで仕事をする人々が多く、労使契約書を結ばずに仕事に入ってしまうことにより、被害を訴える先がなく、さらに仕事を失う恐怖から泣き寝入りしてしまうケースが多いことも判明した。実は、2019年には別の団体がフリーランスと芸能関係者に向けてハラスメントの実態をアンケート調査しており、この結果を受けて厚生労働省へ要望書として提出までしていたのだが、政府はこれに対して何らかの策を検討する動きを見せていたのかは定かではない。（おそらく、直後にコロナ禍となり、この問題は放置されていた可能性が考えられる。）

NHKの女性キャスターは番組の中で「テレビ業界も映画界とは地続きである」というコメントをしてはいたが、民放各局や新聞メディアでは「映画界」限定の問題としての報道に終始している。しかし実際には、テレビ業界についても、SNSやWEBメディア、海外メディア等で、テレビ業界に関わる人が発した声が報道された事実がある。だが、大手のテレビ局や新聞社が大きく取り上げないことで議題設定されず、このままメディア界のセクハラ問題の沈静化をはかっているのではないかと、いう疑念を感じざるを得ない。

このような状況から、本学会の中でメディア界の性被害、セクハラ問題に関心のある方々に向け、2020年に刊行された「マスコミ・セクハラ白書」（2018年の財務省事務次官によるテレビ朝日記者へのセクハラ被害を受けての調査）の内容、筆者の実体験（テレビ番組制作会社での勤務経験有り）と女性番組制作者の研究調査からの引用、さらに2017年のアメリカ me too 運動とほぼ同時期にテレビ業界のセクハラについて海外メディア等から取材を受けていた女性プロデューサーのインタビュー内容などを整理し、個人発表の場でレポートする。

7月に「フリー・ジャーナリストがTBS報道記者から受けた性被害」と「長崎新聞記者が長崎市の部長から受けた性被害」の訴訟が相次いで結審し、さらに8月には有名俳優による性加害報道が過熱するなどの動きがあるこの時期に、テレビ業界の実態についてのまとめを会員の方々に報告し、今後の研究調査に向けたご意見等を伺いたい。

育児期の親への理解をめぐる課題 —ポジショナリティの視点からの考察—

仁科薫（大妻女子大学）

1. 本研究の目的・方法

今日の日本では、マタニティハラスメントや公共交通機関におけるベビーカーの利用をめぐる、親たち（その中でもとりわけ母親達）に対して、育児経験者を含む女性達が厳しいまなざしを向ける傾向にあることを指摘する言説が存在する。そこで本研究では、上記の言説に関して、なぜそのような現象が生じるのか、特に年齢集団に着目しポジショナリティの観点から考察を行なう。考察にあたってはポジショナリティの他、広くケアをめぐる先行研究を参照する。さらに計量データに基づき検討を行なうことで、上記の考察の妥当性を検証する。上記の作業を行うことを通じて、日本社会で育児期の親たちへの理解を深め、支援的態度を醸成するために必要なものは何か、という点について新たな視点を提供したい。

2. 結果・考察

ケアをめぐる先行研究をポジショナリティの観点から検討した結果、育児経験者を含む女性達が育児期の母親達への手厳しい批判者として名指されるに至った背景には、年長世代の女性達（その中でも特に母親となった女性達）が置かれてきた以下のような状況が存在することが明らかとなった。すなわち、彼女達は今日ほど便利な育児グッズもない中、今日以上に強固な性別役割分業体制のもと、育児を中心的に担わざるを得なかった。彼女達は、夫や不十分な家族政策の被害者としての側面を持っている。また、困難を感じながらもそれを乗り越え家庭と仕事の両立を行ってきた女性達の中には、男性中心の企業社会の被害者としての面を有する者も多い。だが、社会による刷り込みの影響により、女性達が自らの被害者性を引き受けるのは容易ではない。そのため、内面化したミソジニーに従い同性を差別してしまうのであり、育児期の母親達に対する批判はその一つの表れであると考えられる。

計量データを用いた検討では、60代以上の女性達が、職場における男性優遇の存在を認める傾向が強い世代であるにも関わらず、自分の人生の選択に性別が影響していることを否認する傾向が強い世代であることが確認された。すなわち、現状がジェンダー不平等であるという認識があっても、被害者性を我が事として引き受けることの難しさが実証されたと言える。本研究では、育児期の親たちへの理解を深め、支援的態度を醸成するために、個々人が被害者性／加害者性を引き受けていくことの重要性が示唆されたが、今後は、どのような個人がより自らの被害者性／加害者性について自覚する傾向にあるのかについても探求していきたい。

謝辞 本研究は科研費（18H00930, 21H00774）の助成を受けたものである。